

新ト協発第 143 号
平成30年 2月16日

会 員 各 位

(公社)新潟県トラック協会
会 長 小 林 和 男

「経営事項審査に係る告示改正に伴う土砂等運搬大型自動車の
表示番号の指定等について」

平素は、当協会の事業運営に種々のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成29年12月26日付けで経営事項審査(※)における審査項目が改正され、建設業の許可を受けている事業者が保有する「営業用の大型ダンプ車のうち、主として建設業の用途に使用する車両」が、平成30年4月1日から経営事項審査の評価対象となることに伴い、対象車両について車検証備考欄の表示番号の後に(建)表記が追記されることとなりましたので、ご案内いたします。

届出の方法及び取扱い詳細につきましては、下記(公社)全日本トラック協会(全ト協)ホームページ内特設ページをご高覧下さい。

なお、この件に対する質問等については、北陸信越運輸局新潟運輸支局輸送課(電話 025-285-3124)へ直接お問い合わせいただきますようお願いいたします。

※ 経営事項審査

競争入札に参加しようとする建設業者に対して許可行政庁が評価する、全国統一の客観的な指標。建設業者の資格審査では、欠格要件に該当しないかを審査した上で「客観的事項」と「発注者別評価」の審査結果を点数化して順位・格付けを行うが、客観的事項の審査がこれに当たる。審査結果は、公共工事の発注者であれば誰でも利用できることから、審査事務の重複・負担を大きく軽減できる。

○ 全ト協 ホームページ内特集ページアドレス

http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/enzen/info/dumptruck_kaisei201802.html

以 上

(担当：業務部 熊谷和俊)